

執筆者:

E-mail✉ [根立 隆史](#)

1. はじめに

2023年4月20日、欧州委員会(以下「欧州委」という。)は、実効的な法執行を損なうことなく競争上問題となり得る企業結合にリソースを集中し行政負担を軽減する観点から、企業結合審査における簡易審査手続¹の対象範囲の拡大及び明確化を内容とした簡易審査基準の改訂を行った²(改訂後の簡易審査基準を「新基準」といい、改訂前の簡易審査基準を「旧基準」という。)

欧州委は競争上問題を生じないと考えられる企業結合³について2000年に簡易審査手続を採用している⁴。企業結合審査が簡易審査手続に服する場合、通常審査と比較して早期にクリアランスが得られること、欧州委に対して提出すべき情報が大幅に少なくて済むことといった当事会社にとってのメリットのほか、第三者からの情報収集を含めた広範囲な審査を実施せずに済むという欧州委にとってのメリットもある。その後、欧州委は2013年に簡易審査手続の対象範囲を拡大している⁵。

2016年、欧州委は企業結合審査手続等の評価を実施し、2021年3月、欧州委は評価結果を公表している。それにより、簡易審査手続は当事会社及び欧州委の双方にとって相当程度のコスト削減をもたらしたものの、一般的には競争上問題とならない企業結合であるにもかかわらず簡易審査手続の対象とはなっておらず、欧州委に提出すべき情報が過多となっている事案があること、形式的には簡易審査基準を満たすが通常審査の対象とすべき企業結合について明確化が必要であることが明らかとなった。こうした事情を踏まえ、今般、欧州委は新基準を採用するに至った。

なお、新基準は2023年9月1日から適用されること、新基準の採用とともに簡易審査の届出書フォーマット(Short Form CO)及び通常審査の届出書フォーマット(Form CO)の見直しも実施されており、同日以降、新届出書フォーマットに基づく届出書の作成が求められることとなる点には留意が必要である⁶(同日以降、旧届出書フォーマットに基づく届出は受理されない。)

2. 新基準

(1) 簡易審査基準

当事会社が予定している企業結合が下記のいずれかに該当する場合には後述(3)の簡易審査手続が排除される場合に該当しない限り簡易審査手続が適用されることとなる(下線部分は旧基準との比較で新基準において追加された基準である。)

¹ 簡易審査手続による場合、原則として届出日から25営業日以内にクリアランスが得られる。

² [Simplification of merger control procedures \(europa.eu\)](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32000Y0729(01))

³ 1990年から2020年までの間において欧州委に企業結合届出がなされた企業結合のうち競争上問題が生じると判断された事案は年間平均7%程度に過ぎない。すなわち残りの93%程度は競争上問題が生じないと判断されて無条件(問題解消措置なし)でのクリアランスが得られている。[Merger Control in the EU Further simplification of procedures Explanatory Note.pdf \(europa.eu\)](#)

⁴ [https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32000Y0729\(01\)](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32000Y0729(01))

⁵ [Commission Notice on a simplified procedure for treatment of certain concentrations under Council Regulation \(EC\) No 139/2004 \(europa.eu\)](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32004N139(01))

⁶ 新届出書フォーマットに基づく届出書の提出は2023年9月1日以降となるが、それ以前でも新届出書フォーマットに基づく欧州委に対する事前相談は可能である。

(EEA 域内での事業活動がない JV)

ア 2 以上の事業者がジョイント・ベンチャー(以下「JV」という。)の共同支配を取得する場合において、①JV が現在又は届出後 3 年以内に欧州経済領域(以下「EEA」という。)域内において売上がなく、かつ②当事会社が JV に EEA 域内の資産を移管することを届出時点において予定していない場合。

(EEA 域内での事業活動が限定的である JV)

イ 2 以上の事業者が JV の共同支配を取得する場合において、①JV の直近年間売上高及び JV の親会社が移管する事業活動の売上高並びに届出後 3 年以内の売上高が EEA 域内において 1 億ユーロ未満、かつ②届出時点において予定されている JV に移管される EEA 域内の資産の合計が 1 億ユーロ未満の場合。

(当事会社間に水平・垂直関係のない企業結合)

ウ 2 以上の事業者が合併する場合、又は 1 以上の事業者が他の事業者の単独支配若しくは共同支配を取得する場合において、当事会社のいずれも同一の商品市場及び地理的市場において事業活動を行っておらず、又は他の当事会社が事業活動を行っている商品市場の川上又は川下にある市場において事業活動を行っていない場合。

(市場シェア・HHI⁷の増分⁸の小さい企業結合)

エ 2 以上の事業者が合併する場合、又は 1 以上の事業者が他の事業者の単独支配若しくは共同支配を取得する場合において、合理的に画定し得る全ての市場において以下の条件をいずれも満たす場合。

(ア) 同一の商品市場及び地理的市場において事業活動を行っている⁹(以下「水平関係」という。)全ての当事会社の合算市場シェアが、①20%未満の場合、又は②50%未満かつ HHI の増分が 150 未満の場合¹⁰。

(イ) 他の当事会社が事業活動を行っている商品市場の川上又は川下にある商品市場において事業活動を行っている¹¹(以下「垂直関係」という。)全ての当事会社の単独又は合算市場シェアが、①川上市場及び川下市場において 30% 未満の場合、②川上市場において 30%未満かつ川下市場において事業活動を行っている当事会社が川上市場で調達する投入物の購買市場シェア¹²が 30%未満の場合、又は③川上市場及び川下市場において 50%未満、川上市場及び川下市場における HHI の増分が 150 未満、かつ市場シェアの小さい方の当事会社が川上市場及び川下市場において同一である場合。

(共同支配から単独支配への転換)

オ 共同支配を既に有している当事会社が単独支配を取得する場合。

(2) フレキシブル基準(flexibility clause)

当事会社が予定している企業結合が簡易審査基準を満たさない場合であっても、届出会社からの要請があれば、欧州委は、下記のいずれかを満たす場合にはその裁量により当該企業結合を簡易審査手続で審査することができる(下線部分は新基準にお

⁷ ハーフィンダール・ハーシュマン指数。画定された市場における各事業者の市場シェアの 2 乗の総和によって算出される。

⁸ 当事会社が 2 社の場合には当事会社のそれぞれの市場シェアを乗じたものを 2 倍することによって算出することができる。

⁹ 上市前の商品・役務(短中期(今後 3~5 年目処)で上市される可能性が高い商品・役務(いわゆる「pipeline products」)。)。以下同じ。)と上市前の商品・役務との間の関係、上市前の商品・役務と上市後の商品・役務間との間の関係を含む。

¹⁰ 旧基準においても当事会社が予定している企業結合が簡易審査基準を満たさない場合でも欧州委が一定の場合に裁量で簡易審査手続により審査できるとする規定(新基準におけるフレキシブル基準に相当するもの)が存在していたところ、「②50%未満かつ HHI の増分が 150 未満の場合」という基準は当該「一定の場合」として規定されていたものである。

¹¹ 上市前の商品・役務と上市前の商品・役務との間の関係、上市前の商品・役務と上市後の商品・役務間との間の関係を含む。

¹² 購買市場シェア=(当事会社が川上市場で調達する商品の数量又は金額)/(川上市場で供給される商品の合計数量又は合計金額)

いて修正又は追加された基準である。)

ア 2以上の事業者が合併する場合、又は1以上の事業者が他の事業者の単独支配若しくは共同支配を取得する場合において、合理的に画定し得る全ての市場において以下の条件をいずれも満たす場合。

(ア) 水平関係にある全ての当事会社の合算市場シェアが25%未満の場合

(イ) 垂直関係にある全ての当事会社の単独又は合算市場シェアが、①川上市場及び川下市場において35%未満の場合、又は②ある市場において50%未満かつ他の垂直関係にある全ての市場において10%未満の場合。

イ 2以上の事業者がJVの共同支配を取得する場合において、①JVの直近年間売上高及びJVの親会社が移管する事業活動の売上高がEEA域内において1.5億ユーロ未満、かつ②届出時点において予定されているJVに移管されるEEA域内の資産の合計が1.5億ユーロ未満の場合。

(3) 簡易審査手続が排除される場合¹³

当事会社が予定している企業結合について、例えば、下記の場合には当該企業結合が簡易審査基準及びフレキシブル基準を満たしていたとしても簡易審査手続の適用が排除されることとなる(但し、下記リストは網羅的なものではない。)

EEA域内での事業活動が限定的であるJV	当事会社間に水平関係又は垂直関係があることにより企業結合が競争上の問題を生じる可能性が排除できない場合等。
市場画定の困難	市場画定又は当事会社の市場シェアの算出が困難な場合、企業結合が新たな法的課題を含む場合。
非支配株式保有	ある当事会社が他の当事会社と水平関係又は垂直関係にある会社の株式を相当程度(10%超)保有する場合、ある当事会社の1以上の競争事業者が他の当事会社の株式を相当程度(10%超)保有する場合。
競争上重要な資産の統合	企業結合により、当事会社の保有する技術的、財政的その他の資源、競争上重要な資産(例えば、資源、知的財産権(特許、ノウハウ、意匠、ブランド等)、インフラ、相当程度のユーザー基盤、ビジネス上重要なデータ)の統合が生じる場合。
密接関係隣接市場	2以上の当事会社が密接な関係にある隣接市場 ¹⁴ において事業活動を行っている場合。特に、1以上の当事会社が他の当事会社が事業活動を行っている市場の隣接市場において30%以上の単独又は合算市場シェアを有している場合。
水平的・非水平的企業結合ガイドライン記載事項	①市場集中度が高い場合(市場シェア5%以上の当事会社以外の競争事業者が3以上存在しない場合)、②当事会社が新規参入者である場合(過去3年以内に市場参入)、③商品差別化の程度が高い市場において水平関係がある場合、④企業結合が重要な現在の競争圧力又は潜在的な競争圧力を消滅させる場合、⑤企業結合が2の重要な技術革新者を統合する場合、⑥企業結合が将来有望な上市前の商品を有する企業を含む場合、⑦企業結合が当事会社による競争事業者の事業拡大の阻止、競争事業者の原料や市場へのアクセスの阻害又は参入障壁の増大を可能とする場合、⑧企業結合により当事会社が競争事業者の川上及び川下市場の事業活動に係るビ

¹³ 旧基準においても同様の規定はあったが、新基準のように整理された形で具体的に記載されていなかったため分かりにくい印象があった。

¹⁴ 隣接市場は、商品が互いに補完的な関係にある場合(例えば、ホッチキス本体と芯、プリンターとインクカートリッジ)又は商品が同一用途のために同一の顧客群によって通常購入される場合(例えば、飲食店に販売されるウイスキーとジン)に認められ、それぞれの商品市場が互いにとっての隣接市場となる。

	ビジネス上の機微情報にアクセスすることが可能となる場合等。
共同支配から単独支配への転換	例えば、A社とB社がJVを共同支配していた場合においてA社がJVを単独支配する場合。
競争上の懸念表明	欧州連合加盟国又は第三者が根拠のある競争上の懸念を表明した場合。
調査付託要請	欧州連合加盟国から欧州委に対して調査付託要請がなされた場合等。

3. 「超」簡易審査手続(super-simplified procedure)

簡易審査手続であっても欧州委に正式に届出書を提出する前に届出書のドラフトを任意で提出して事前相談¹⁵を実施することが従来から事実上求められてきた。しかしながら、新基準下では、①当事会社間に水平関係も垂直関係もない企業結合の場合及び②EEA域内での事業活動がないJVの共同支配を取得する場合には事前相談なしに直ちに届出を行う「超」簡易審査手続が推奨されることが明確となった¹⁶。

4. 届出書面の簡素化等

今般、簡易審査基準の見直しが行なわれるとともに簡易審査手続で提出が求められる簡易審査届出書のフォーマット及び通常審査手続で提出が求められる通常審査届出書のフォーマットの簡素化及び内容の明確化が行なわれた。特に、簡易審査届出書では、これまで各事項について当事会社に記述を求めていたところ、見直し後の届出書では該当するボックス(□)にチェックする形式¹⁷が多用されており、今後、届出書の電子的提出の義務化¹⁸と相俟って、当事会社及び欧州委の調査担当官の負担が大きく軽減されることが予想される。例えば、対象会社の支配(単独・共同)の取得や対象会社の独立事業者性¹⁹(full-functionality)については簡易審査届出書においてもそれぞれの考慮要素を踏まえて丁寧に論じていた部分であるが、見直し後の簡易審査届出書では基本的には該当する考慮要素のボックスにチェックすればそれで完了するようになっている(証拠資料の提出も不要)。当事会社が予定している企業結合が簡易審査基準に該当するか否かについても具体的な簡易審査基準への該当性を延々と説明することが求められるのではなく該当する簡易審査基準のボックスにチェックすれば済む形式となっている。また、当事会社が予定している企業結合が簡易審査手続が排除される場合に該当するか否かについても「Yes」か「No」のボックスをチェックし、「Yes」と回答した場合にのみ簡易審査手続を適用すべき理由の記載が求められるに過ぎない。

しかしながら、届出書の簡素化及び明確化が行なわれた一方で、水平関係及び垂直関係の市場シェア表において上市前の商品・役務の情報が求められたり²⁰、当事会社間で水平・垂直・隣接(混合)関係にある商品及びそのNACEコード(欧州共同体経済活動統計分類)²¹の記載が求められるなど今後の運用次第では従来よりも当事会社の情報収集の負担が増すのではないかとと思われる部分も散見される。

¹⁵ 主として届出において求められる情報を限定する観点から実施される。事前相談は届出書提出の少なくとも2週間前までに開始することが求められる。

¹⁶ 届出書を正式に提出する前には、「case team allocation request」と呼ばれる審査チームの構成を要請する書面を欧州委に提出する必要があるところ、「超」簡易審査手続であっても、当該書面は届出書提出の少なくとも1週間前までに提出することが求められる。

¹⁷ 米国や中国の企業結合届出書のフォーマットを彷彿とさせる。

¹⁸ コロナウイルス蔓延による例外的措置として2020年5月以降暫定的に届出書の電子的提出を認めていたものが、今般、恒久的措置として義務化されたもの。

¹⁹ 欧州では、JVはJV親会社から経済的に独立した事業者としての機能を備え継続的に事業活動を行う場合でなければ企業結合審査の対象とはならない。

²⁰ 特にイノベーションが重要な競争要素であると考えられる分野(IT、医薬品等)における将来の競争上の懸念にも目配りする趣旨と思われる。

²¹ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32006R1893>

【水平関係の市場シェア表サンプル】

・新通常審査届出書 ²²

Horizontal overlaps involving pipeline products										
Precedents (include a reference to relevant paragraphs)	Plausible product market considered	Plausible geographic market considered	Supplier	Year X -2 ³²		Year X -1		Year X		Pipeline products ³³ (Provide name)
				Value	Volume	Value	Volume	Value	Volume	
			Undertaking concerned 1	%	%	%	%	%	%	
			Undertaking concerned 2	%	%	%	%	%	%	
			Undertaking concerned 3	%	%	%	%	%	%	
			Combined	%	%	%	%	%	%	
			Competitor 1	%	%	%	%	%	%	
			Competitor 2	%	%	%	%	%	%	
			Competitor 3	%	%	%	%	%	%	
			Others	%	%	%	%	%	%	
			Total	100%	100%	100%	100%	100%	100%	Do not complete.
			Market size	EUR		EUR		EUR		
Describe the activities of the parties in this market:										
Provide further details here (in particular if there are no precedents, you should provide the parties' views on product/geographic market definition):										
Metrics, sources and methodology followed for market share calculation. If value and volume are not the most common metrics for market share calculation in the relevant markets, you should provide market shares based on alternative metrics and explain.										
Provide information on pipeline products of the parties and their competitors (including the stage of their development, an estimate of the projected sales and market shares of the parties to the concentration over the next three to five years).										
Provide the contact details of Competitor 1, Competitor 2, and Competitor 3 in the prescribed format.										

・新簡易審査届出書 ²³

Horizontal overlaps – market shares and pipeline products										
Precedents (include a reference to the relevant paragraphs)	Plausible product market considered	Plausible geographic market considered	Supplier	Year X -2		Year X -1		Year X		Pipeline products ⁴³ (Name)
				Value	Volume	Value	Volume	Value	Volume	
			Undertaking concerned 1	%	%	%	%	%	%	
			Undertaking concerned 2	%	%	%	%	%	%	
			Undertaking concerned 3	%	%	%	%	%	%	
			Combined	%	%	%	%	%	%	
			Competitor 1	Do not complete				%	%	
			Competitor 2					%	%	
			Competitor 3					%	%	
			Others	%	%	%	%	%	%	
			Total	100%	100%	100%	100%	100%	100%	Do not complete.
			Market size	EUR		EUR		EUR		
Describe the parties' activities in this market:										
Provide further details here (in particular if there are no precedents, you should provide the parties' views on product/geographic market definition):										
Metrics, sources and methodology followed for market share calculation. If value and volume are not the most common metrics for market share calculation in the relevant markets, you should provide market shares based on alternative metrics and explain:										
If the case falls under point 5(d) (i) (bb) of the Notice on Simplified Procedure, you should provide delta HHI:										
Provide information on the parties' pipeline products and their competitors (including the stage of their development):										
Provide the contact details of Competitor 1, Competitor 2, and Competitor 3 in the prescribed format:										

5. 終わりに

新基準の作成により簡易審査手続の対象となる企業結合が増え、一定の場合には事前相談さえ不要であることが明確化されたことは、情報収集の負担や企業結合審査の迅速化の点では当然ながら当事会社にとっては歓迎すべきである。特に日本企業同士が対等の立場で日本で JV を設立するが欧州で事業活動を行う予定がない場合で JV 親会社の世界及び欧州売上高が欧

²² [submission_form_CO.docx \(live.com\)](#)

²³ [submission_short_form_CO.docx \(live.com\)](#)

州企業結合届出基準²⁴を満たすために欧州委に企業結合届出を要するような場合には欧州委に対する事前相談なしに届出書を提出することにより準備段階を含めた一連の欧州企業結合届出に要する負担軽減につながることを期待される(「超」簡易審査手続)。

2023年9月1日以降、通常審査手続及び簡易審査手続のいずれも新たなフォーマットに基づく届出を行う必要があるため、同日以降、欧州委に企業結合届出を行うことが見込まれる当事会社にとっては早期に新届出書のフォーマットに慣れておく必要がある。

なお、「超」簡易審査手続の対象となる企業結合を除けば、通常審査手続であれ簡易審査手続であれ、今後とも引き続き欧州委に対して事前相談を実施して提出すべき情報を合理的な範囲に限定していくことが当事会社の負担軽減にとって重要であることに変わりはない。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

²⁴ ①全ての企業結合当事者の世界売上高合計が 50 億ユーロ超、かつ少なくとも 2 の企業結合当事者の EU 域内売上高が 2.5 億ユーロ超である場合(但し、各企業結合当事者が一つかつ同一の加盟国においてその EU 域内売上高の 2/3 超の売上高を有する場合は除く。)又は、②全ての企業結合当事者の世界売上高合計が 25 億ユーロ超、少なくとも 3 の加盟国において、全ての企業結合当事者の売上高合計が 1 億ユーロ超、少なくとも当該 3 つの加盟国において、少なくとも 2 の企業結合当事者の売上高が 2,500 万ユーロ、かつ少なくとも 2 の企業結合当事者の EU 域内売上高が 1 億ユーロ超である場合(但し、各企業結合当事者が一つかつ同一の加盟国においてその EU 域内売上高の 2/3 超の売上高を有する場合は除く。)